

幸福追求権の検討—純粋法学に寄せて—

法学部法学科3年宇多鼓次朗

1. はじめに

憲法13条の幸福追求権の内容をめぐる人格的利益説と一般的自由説の対立が、政策的価値判断に基づくのではないかという問題意識の下、ハンス・ケルゼンの純粋法学に寄せた方法で、幸福追求権について価値判断を排した検討を試みる。

2. 人格的利益説と一般的自由説

一般に、憲法13条後段の幸福追求権をめぐることは、それが個別基本権を包括し、かつ、両者が一般法と特別法の関係に立つということについては争いがないとされている。¹しかし、幸福追求権の内容をめぐることは、憲法観や憲法的前提とする人間像、人権の基礎づけ、あるいは、基本的人権と憲法上の権利の区別など、様々な観点における各論者の立場が複雑に絡み合った結果、諸学説が対立した状況にある。²ここでは代表的なものとして、現在の通説とされる人格的利益説のうちの佐藤幸治教授の説と、反対説の阪本昌成教授の一般的自由説について、それぞれの学説が主張する幸福追求権の内容の概観を検討する。

佐藤説は幸福追求権を、13条前段の個人の尊重原理を受けて、人格的自律の存在として自己を主張し、そのような存在であり続けるうえで重要な権利・自由を包括的に保障する権利と定義づけている。³佐藤説は人権の基礎づけに当たって、自然法論に依拠せず、「基本的人権」の根拠と内実については、個人と社会・国家との在り方に関する道徳理論を手がかりとして憲法13条の「個人の尊重」に着目し、個人の尊重を一人ひとりの人間が人格的自律の存在として最大限尊重されなければならないという趣旨に解し、人がそのような存在として自己を主張し、そのような存在で在り続けるうえで重要な権利が幸福追求権だとするのである。⁴

これに対し阪本説は、理性や自律といった人間の合理的能力に期待せず、「ありのままの人間」、すなわち、自分の自己愛を増進しようとする傾向をもった人間が、国家から強制されない保護領域をもつことの重要性を説く思想体系であるところの古典的自由主義に立脚する。⁵そして、法や憲法典の存在理由を、各人が、有限知の中で、それぞれの個別性を基礎にしながら、自由にその自己愛を最大化できるよう共通の条件を整備することにあるとし、⁶「幸福追求権」を個別・多様な人間が、有限知のなかで、実践知を習得しながら、他者からの強制を受けることなく、自己愛を最大化するための「一般的自由」を保障するものとしている。⁷

3. 佐藤説の問題点

佐藤説は一方で「人の自律は『善き生』を目指してのものであること、しかし何が『善き生』かは各人の判断するところであって国家がある特定の型を強制することは許されな

いこと、ただ人のそうした「善き生、を求めての営みを可能ならしめる環境の整備を行うのは国家の責務であること」⁸と述べて、価値の多元性を意識している。しかし、他方で「人格」という言葉が用いられる。佐藤教授の用語の使い方はともかく、少なくとも語義において多少なりとも倫理的・道徳的な性質をもつ「人格」や「自律」といった概念が持ち込まれることで、矛盾が生じるのではないか。実際、佐藤説は「服装・身なり、喫煙・飲酒、登山・ヨット等々も、『自己決定権』として語られうるが、それらが人によっては大事なものであることを否定することはできないけれども、端的に基本的人権かと問われると、肯定することは難しい」⁹とするが、服装などの自由と基本的人権の区別の基準は必ずしも明らかにされてはおらず、人格や自律の観点から重要性を区別しているのであれば、価値の多元性を強調する点との整合性に疑問が残る。

4. 阪本説の問題点

阪本説が立脚する古典的自由主義は憲法条文に裏付けられるとする主張がある。憲法前文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民の協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」という文言は、〈自由のもたらす恵沢を現在と将来の国民に確保することが憲法制定の目的（の一つ）である〉という古典的自由主義の政治思想を表しているというのである。¹⁰しかし、前文から憲法制定の目的の一つが自由のもたらす恵沢の確保であると言えたとしても、それを以て自由が憲法典にとって唯一の価値であるとは言えず、加えて憲法典の人権規定の中に生存権や参政権といったものが含まれていることを考えると、憲法典における基本的人権は古典的自由主義の言うような国家と対峙する自由のみではないと考えられる。又、阪本教授は古典的自由主義を説明するに当たって「自由な個々人の相互行為は、他からの強制・妨害がない限り、全体として最も好ましい結果を生むばかりではなく、自由こそ望ましい秩序の母である、と考える」¹¹としている。しかし、この考え方自体好ましい結果や望ましい秩序を志向する点において政策的な価値判断を含んでいるのではないか。

5. 両説の議論の問題と解決策

以上の通り、佐藤説も阪本説も、憲法条文の文言や構造とは別の道徳理論や思想体系に依拠しており、そのことが問題を引き起こしているように思われる。又、そうしたものに依拠するに当たっては政策的な価値判断が行われていると考えられる。

20世紀の法学者ハンス・ケルゼンは「あることを一つの目的、それ自体さらなる目的のための手段ではない究極の目的だと宣言する言明」¹²は価値判断であり、「もしこのような究極の諸目的の主張が諸要請または正義の諸規範の形で現れるならば、それらは常に純粹に主観的な、それゆえ相対的な価値判断に立脚している。」¹²そして「一つの価値判断、

すなわち願望に立脚するある要請の合理的正当化は、自己一欺瞞あるいは一およそ同じことだが—イデオロギーである。」¹³と述べている。佐藤説でいう人格的自律や阪本説でいう古典的自由主義の思想は、それ自体が「憲法理念に基づいた社会とはかくあるべし」という究極の目的であり、主観的に理想の社会を志向する政策的価値判断が入り込んでいると考えられる。

こうした政策的価値判断に基づく両説は、価値観を共有する者にとっては説得的であるがそうでない者にとっては受け入れ難い。又、基礎となる思想を共有していない両説間で噛み合った議論を行うのは難しいと思われる。両説の議論の問題を解決するためには、理想の社会を前提とせず、政策的価値判断、即ち思想・道徳を排除する必要がある。

6. 政策的価値判断の排除と純粋法学

以下で、政策的価値判断を排除する方法について検討してゆく。そもそも、佐藤説や阪本説が政策的価値判断に依拠することとなったのは、人権の基礎づけ、つまり、法が定める人権が現実はどうあるかではなく、どうあるべきかという問題を取り扱ったためである。そこで、本稿ではこうした問題は扱わず、実定法の分析のみに限定して、条文の文言とその客観的意味だけから論理的に可能な解釈に徹することを試みる。

基本的人権の基礎づけは正義を目指すものである。確かに、立法が正義を目指して行われることは殆ど疑いがなく、そのため法と正義の間に関連があることは否定できない。しかし、実定法は正義や道徳そのものではなく、立法というプロセスを経て強制力を有するに至ったものである。その差異を重視すれば、正義の追求の責を負う立法や司法実務とは別の、正義から離れた客観的・論理的な法文解釈としての法学の存立可能性を否定することはできないのではないか。本稿ではそのような法学における幸福追求権解釈を目指す。

このような法学を目指す上で有用だと考えられるのが、ケルゼンの純粋法学である。¹⁵ 純粋法学は、実定法の構造分析を目指すに当たって「実定法規範の内容の中に見いだせないものが法概念に入り込んではいならない」¹⁶とした上で、「実定法の存在は、それが正義ないし『自然法』に合致する、しないに関わりがない」¹⁷とする。「ほとんど完全に—公然にであれ、ひそかにであれ—法律政策的議論に変質してしまつた法律学を真正の科学の高みに、精神科学の高みに引き上げる」¹⁸という純粋法学の目的は、正に本稿の目指すところと同一であると考えられる。

7. 純粋法学における法解釈

こうした法学に対しては、あらゆる解釈は価値判断から切り離せないという批判があり得る。しかし、ケルゼンは法解釈について「解釈をもつて執行される規範の意義を確定するところであるとすれば、この活動の成果は単に解釈される規範が表現するわくを確定し、それとともに、このわくのうちに与えられている多くの可能性を認識するにとどまる」とし、判決において採られる選択肢は一つであるが、「判決が法に基づいているとゆうことは、

実は、それが法律の表現するわくのうちにあるとゆうことを意味するにすぎ」¹⁹「法律の適用に当たつて、その際に必要なわくの確定一定立されるべき行為がこのわくのうちに保たれねばならないところの一を超えて、認識活動がまだ行われ得る限り、それは実定法の認識ではなくて、ここで法設定の過程に流れ込む他の諸規範—道徳の規範、正義の規範、国民の幸福・国家の利益・進歩・その他の標語で名付けられるのを常とする社会的価値判断—の認識である。」²⁰とする。法解釈の意義をこのように解すれば、解釈に当たって積極的に唯一解を求める必要はなく、消極的に、法律の文言や構造の客観的意味に反することを除外していくことは可能であり、その限りにおいて政策的価値判断を排することはできるものとする。

よって、裁判官が判決を下す（わくの中の1つを選択する）に当たって行う価値判断はここでは問題としない。純粋法学（及びそれを援用する本稿）は「法律学を政策からきれいに引き離す」²¹事を目指すものであるから、「（政策形成であるところの）判決に与えるところがない」というのはそもそも批判にはなり得ないとする。

8. 価値相対主義に基づく純粋法学

前提として、ケルゼンの純粋法学は価値相対主義に基づく。他方、憲法13条は通常、個人主義を表明したものとされる。そのため、憲法解釈に当たって純粋法学の手法を用いるに際しては、価値相対主義はそもそも憲法条文に適合しないのではないかという問題が生じる。

しかし、憲法13条の「個人として尊重」とは、積極的に個人主義を採ることを表明しているわけではなく、個人を社会・国家集団に統合する、個人に優越する価値の存在（あるいは認識可能性）を否定するものと見ることもできる。このように解すると、むしろ、価値相対主義に適合的な条文であると考えられる。

又、幸福追求権と並んで憲法13条で保障される“自由”は、相対主義価値哲学に基づくことからも、価値相対主義は憲法13条の条文に適合的であると言える。

9. 幸福追求権の保障範囲の限定

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。このことから、「『生命・自由・幸福追求』権は、疑いもなく、第一三条前段の『個人の尊重』の原理と不可分であり、それを体現するものである」といえる。²³

棟居快行教授は、幸福追求権と他の個別自由権との差異について、「幸福」の不定型さ故に幸福追求権は「憲法が国民にいわば白紙のキャンヴァスを渡したに等しく、権利行使の対象のみならず権利の一般的内容までが各人のデッサンに委ねられている」として、幸福追求権には主観的自己決定的側面はあるが客観的制度的側面（自主的なルールの枠組みを

国家は侵害してはならず、さらに洗練化する義務を負っているという側面)は欠落していると指摘する。²⁴

そしてこのような不定形な幸福追求権の取り扱いについて、棟居教授は「A 幸福追求権の法規範性を否定する、B 幸福追求権の意味は不定形なままでも、その妥当領域を狭い範囲に閉じ込める、C 列举された自由権を手がかりに幸福追求権の意味内容を詰めてゆく」という3つの方法を提示する。²⁵まず、Aについては、憲法13条に「幸福追求に対する国民の権利」とあることから条文適合的ではない。次に、Bについては、幸福追求権を最狭義に捉えて他者とのかかわりが存在しない「私事」についての自己決定権だけを意味すると考える方法があるが²⁶、棟居教授が指摘する通り、私事といえど「他者とのかかわり」をまるで持たないとは言えない。²⁷そもそも、他者とのかかわりをまるで持たない私事について制約がなされるとは考えにくく、この考え方を突き詰めれば幸福追求権の意味が無くなりかねない。そして、Cについて、棟居教授は「(イ) 幸福追求権を列举された自由権と同様の不文の自由権 (『新しい人権』) を読み込むための補充規定と見るか、(ロ) 逆に列举された自由権を幸福追求権の単なる例示と見るか」という二つの可能性を示している。²⁸この2つはいずれにせよ、幸福追求権と個別自由権を同質のものと捉えている。

棟居教授のA,B,Cの類型は、欠落した客観的制度的側面を補って幸福追求権自体からその意味内容や外形を確定するための取り扱い方である。しかし、棟居教授のこのような幸福追求権の取り扱いには問題がある。

10. 法の欠缺の否定

確かに、幸福追求権には客観的制度的側面が欠落している。しかし、純粋法学の法解釈方法からすると、この欠落を欠缺とみなして補充するべきではない。

なぜなら、純粋法学では法の欠缺は否定されるからである。「ある場合に、欠缺があるとと言われるとすれば、この言葉に迷わされ易いことであるが、規範が缺けているために決定が理論的に不可能だとゆうことを意味するのではない。単に、是認又は棄却の決定—論理的に可能な—が決定の任務を有する機関によつて、即ち、法律適用の任務を有する機関によつて、あまりに反目的的であるとか、あまりに不当であるとか感じられること、そう感じられることがあまりに甚だしいために、立法者はこの場合を全く考えなかつたのであり、もし考えたならば、法律に基づいて決定されるとは異なるように決定したであろうと右の機関が考えるように傾いたことを意味するにすぎない。」²⁹又、「法律を適用することがいやしくも技術的に可能であるとするならば、立法者が必ず規定しておかなければならなかつたものを実際には規定していない」という技術的欠缺も否定される。技術的欠缺は「実は、元来の意義における欠缺であるか、…そうでなければ、規範がわくの性格を有することから生じる不規定性である。」そして、後者の場合、「規範は無意味の内容を有」するのであり、「いかなる解釈によつても、それから意味を取り出すことはできない」のである。³⁰

「幸福追求権には客観的制度的側面が欠落している」と言う場合の「欠落」は、単に「幸福追求権には他の個別自由権にある客観的側面がない」ということと意味するだけであって、「それを補充すべき」ということまで意味するわけではない。

1 1. 幸福追求権の外形

9章でみた棟居教授の幸福追求権の取り扱いは、幸福追求権の客観的制度的側面の欠落を技術的欠缺と捉え、それを補充しようとするものである。しかし、技術的欠缺の補充は否定されるべきであり、幸福追求権はその客観的制度的側面について「無意味の内容を有」とすると考えるべきである。

客観的制度的側面の欠落した幸福追求権について、条文の客観的意味以外からその保障範囲の外形を確定し、ある行為をその保障の範囲から除くということは、個の多様性を認める個人の尊重原理から適当でないだけでなく、そのような判断は上述の棟居教授の比喻になぞらえて言えば、白紙のキャンヴァスを渡しておきながらそこに手本通りの絵を描くことを強要するようなものである。純粋法学における法解釈からすると、(言わば目の前に対象物としてある白紙のキャンヴァスであるところの) 条文の客観的意味の認識こそが幸福追求権の解釈におけるわくであり、それを超えて(キャンヴァスに書かれるべき手本に当たる) 条文にない方法での幸福追求権の限定を考察する活動は、法解釈を超えた社会的価値判断なのである。

よって、条文の客観的意味以外によって幸福追求権の客観的制度的側面に何らかの限定を付すことは適切でなく、幸福追求権の外形は条文上の「公共の福祉」によって決定せざるを得ないと考えられる。

1 2. 自由権と社会権

ここまで、幸福追求権を自由権として捉えてきたが、幸福追求権は社会権を含むのかということも問題となる。憲法25条を社会権の総則規定と捉えると、幸福追求権の本体は主として自由権であると考えられる。³¹「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という憲法25条の条文は、幸福追求権同様、幅をもった抽象的な条文となっており、客観的側面は十分に具体化されていない。このように考えると、憲法13条と25条は共通する構造を採っており、自由権と社会権というそれぞれの分野における総則規定として、保障範囲を異にすると考えられる。

この区別は幸福追求権自体からその保障の外形を決しているようにも見える。しかし、「幸福追求権の外形は公共の福祉によって決定せざるをえない」という上述の主張は、あくまでも、幸福追求権に客観的側面が欠けているが故に自由権の中において幸福追求権に含まれるものとそうでないものの区別ができないという主張であって、社会権と自由権の間には国家の作為を必要とするか否かという客観的基準があるため、³²幸福追求権は社会権を含むのかという問題とは別である。

13. 公共の福祉

公共の福祉については、通説的見解は「①公共の福祉とは人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理である。②この意味での公共の福祉は、憲法規定にかかわらずすべての人権に理論必然的に内在している。③この原理は、自由権を各人に公平に保障するための制約を根拠づける場合には、必要最小限の規制のみを認め（自由国家的公共の福祉）、社会権を実質的に保障するために自由権の規制を根拠づける場合には、必要な限度の規制を認めるもの（社会国家的公共の福祉）として働く」とする。³³しかし、このような説明は、公共の福祉による基本権制約の正当化基準を実態に即して説明したものではあっても、条文の文言としての「公共の福祉」の解釈とは言い難い。

幸福追求権を包括的基本権と捉えることを前提として、条文から言えるのは、（1）13条において幸福追求権の尊重に「公共の福祉に反しない限り」という留保が付いていること、（2）幸福追求権の一部である列挙された個別自由権の多くには条文上「公共の福祉」がかかっていないこと、（3）同じく幸福追求権の一部である22条の「居住、移転、職業選択の自由」と29条の「財産権」には条文上「公共の福祉」がかかっていること、の3点である。

種谷春洋博士は、公共の福祉には社会秩序を維持し、危害を防止するための消極的作用（自由国家的公共の福祉に当たると思われる）と、社会秩序を形成し、福祉を増進するための積極的作用（社会国家的公共の福祉に当たると思われる）があるとして、「憲法が『公共の福祉』という同一の文言を用いる場合、その内容は、実定法概念としては、原則として、同一でなければならない、と解されるから、憲法所定の『公共の福祉』は、すべて、この2種の作用を含むと解される」とする。そして、消極的作用は全ての基本権が負担すべき社会秩序維持の義務から導かれるから、この作用は公共の福祉の中のより基本的な作用に属し、条文上の「公共の福祉」は消極的作用に関しては単に確認的意義が与えられるにすぎないとする。³⁴また、13条の「公共の福祉」と、「公共の福祉」の留保のない個別基本権との関係について、種谷博士は「第一三条の『公共の福祉』のうち、その法秩序維持の消極作用のみは、憲法上、明文の根拠あると否とを問わず、基本権体系じたいに内在し、したがって第一三条は右作用に関する限り単なる確認的意味のみをもつから、右の個別基本権に対しても、また、排除されない。他方、憲法一三条の『公共の福祉』のうち、前述の積極作用は、憲法一三条の明文を根拠とする創設的意味をもつから、一般法・特別法説からは、その作用は、個別基本権に適用されない。」とする。³⁵

これらから、13条、22条、29条には消極的作用と積極的作用を併せ持つ公共の福祉がかかり、条文上公共の福祉の留保を受けないその他の個別基本権には消極的作用のみがかかると考えられる。

公共の福祉を消極的作用と積極的作用に分けるこのような考え方は、条文の文言から離れており、条文に即した解釈を徹底するためには、条文上公共の福祉がかかっていない個

別自由権には公共の福祉の消極的作用を及ぼすべきでないようにも見える。しかし、論理的に条文上公共の福祉の留保のない個別自由権といえども、他者の権利と衝突することは否定できず、そのような衝突を調整するための消極的作用は憲法体系に内在していると考えざるを得ない。又、個別自由権が幸福追求権の一部であるとすれば、13条の公共の福祉を以て全ての個別自由権に対する制約と考えることもできるが、その場合、同じく幸福追求権の一部を構成する22条と29条にのみ公共の福祉が明示されていることの説明がつかなくなる。

なお、一般法、特別法という関係は、あくまでも公共の福祉のかかり方に関するものであり、権利の内容の面で幸福追求権が他の個別自由権を包括することと矛盾はしないと考えられる。

14. おわりに

以上から、条文の客観的意味から幸福追求権を解釈すると、①幸福追求権の外形は決定できず、公共の福祉によって制約が認められる場合を除き、あらゆる一般的行為が幸福追求権に含まれる。②幸福追求権にかかる公共の福祉には、原則として積極的作用と消極的作用の両方が含まれる、と結論付ける。

本稿は、条文の客観的意味から言えることにのみ目を向けた一面的なものである。実際に法を扱うためには、複雑な事情に折り合いをつける必要があり、そうした中では客観的解釈など不可能なのかもしれない。しかし、法を解釈するに当たって、多くの論者が各々主観的に「条文外の見えないもの」を見ようと様々な方向を向いては視線が交わらず、噛み合った議論が難しくなるため、条文の客観的意味という一点に視線を集め、それに対する批判や修正を通して噛み合った議論がなされていくための叩き台が必要である。本稿には内容の面でより詳細な検討が必要ではあるが、³⁶こうした叩き台としての役割は果たし得るのではないか。

15. 参考文献・注釈

1. この事を明らかにしたものとして、種谷春洋『「生命、自由および幸福追求」の権利』
(一) 岡山大学法経学会雑誌14巻3号337頁以下
2. 諸説の対立の詳細を整理したものとして、丸山敦裕「憲法一三条論における一般的自由説とその周辺」阪本昌成先生古稀記念論文集『自由の法理』（成文堂、2015）573～605頁
3. 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011）175頁
4. 同・120頁
5. 阪本昌成『憲法理論』（成文堂、1993）5頁
6. 同・69頁

7. 同・242頁
8. 佐藤幸治『『人格的自律権』に関する補論』阿部照哉先生喜寿記念論文集『現代社会における国家と法』（成文堂、2007）11頁
9. 前掲注3・191頁
10. 森村進「公権力の民営化」『岩波講座憲法2 人権論の新展開』（岩波書店、2007）86～87頁
11. 前掲注5・8頁
12. ハンス・ケルゼン著、尾吹善人訳『法と国家の一般理論』（木鐸社、1991）47頁
13. 同・48頁
14. 同・49頁
15. 本稿で純粋法学とは、書籍をしての『純粋法学』1版、2版のみならず、広くケルゼンの法思想を指すものとする。
16. 同・6頁
17. 同・7頁
18. ハンス・ケルゼン著、横田喜三郎訳『純粋法学』（岩波書店、1935）1頁
19. 同・148頁
20. 同154頁
21. 同・4頁
22. 小嶋和司『憲法概説』（良書普及委員会、1987）129～130
23. 前掲注1・347頁
24. 棟居快行『憲法学再論』（信山社、2001）265頁
25. 同・265頁
26. 同・267頁
27. 同・268頁
28. 同・268頁
29. 前掲注17・157～158頁
30. 同・160～163頁
31. 渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法I』（日本評論社、2016）117頁、368頁
32. このような自由権と社会権の区別に基づくと、自己情報開示請求権は国家に対する作為請求権として、社会権に当たるかを検討すべきである。社会権の検討は、幸福追求権解釈を目的とする本稿では扱わないが、仮に自己情報開示請求権が社会権に当たらなければ自己情報開示請求権は憲法上の権利ではないということになる。これに対して、自己情報開示請求権も憲法上の権利として保障すべきという批判は、憲法条文に先立つ権利を観念することに他ならず、条文の客観的意味の解釈を目標

とする本稿とは基本的な立場を異にしているため、外在的な批判とはなり得ても、内在的な批判とはなり得ない。

33. 芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法』第六版（岩波書店、2015）100頁
34. 芦部信喜編『憲法Ⅱ人権（1）』（有斐閣、1978）143頁
35. 前掲注1・366～367頁
36. 本稿に残された検討課題として、一次規範と二次規範の別や根本規範といった純粋法学における個別論点の日本国憲法解釈への応用が考えられる。筆者の力不足故にこうした点の検討に踏み込まず、法解釈のわく構造と法の欠缺の否定にしか言及できていない本稿の内容に比し、「純粋法学によせて」という本稿の副題は大仰にも見える。しかし、ケルゼンの法解釈理論はイデオロギー批判としての純粋法学の性質を如実に反映しているとともに、こうした純粋法学の成立にとって不可欠な要素である。又、裁判員制度の導入やロースクールの設立等を受けて、法解釈と判決や国民の道徳・正義との距離が近づいた現在において、法解釈をこうしたものから引き離す純粋法学の試みは特に注目に値するものである。法解釈のわく構造と法の欠缺の否定は現在における純粋法学の評価に大きく関わるものであり、そうしたものを受け継ぐ本稿が「純粋法学に寄せて」と標榜することも許されると考える。